

第6回脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会

令和3年8月10日

【参事官（建築企画担当）】 それでは、お待たせいたしました。ただいまから第6回脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます国土交通省の今村でございます。よろしく願いいたします。

本日、全ての委員の皆様には御出席をいただいております。横浜市の平原委員におかれましては、代理として鈴木建築局長に御出席をいただいていると伺っております。諸富委員におかれましては、御都合のため、途中退席される旨、事前に御連絡をいただいております。

本日の会議資料は、事前に委員の皆様にお送りさせていただいておりますので、御手元に御用意いただければと存じます。

本検討会はウェブで生中継することとしておりまして、資料及び議事内容につきましては国土交通省ホームページ上で公開することとしておりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、以後の議事進行につきましては田辺座長にお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【田辺座長】 皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから第6回脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会の議事を進めさせていただきたいと思っております。

本日の議事は、前回に引き続き、取りまとめ案についてです。まず、事務局で御用意いただいている資料について、御説明をお願いいたします。

【建築物事故調査・防災対策室長】 それでは、住宅局建築指導課の村上から説明させていただきます。

御手元の資料は、「あり方・進め方」前回等の議論を踏まえまして、修正した溶込版が資料2-1、見消版が資料2-2、それに併せまして修正をいたしました各項目の実施主体

が資料3、あと参考資料として職員側でつくっておりますロードマップ、あと参考資料2として、前回以降、竹内委員から御質問があつて御回答した資料を参考までにつけさせていただきます。資料については、資料2-2を中心に説明させていただきます。昨日、お送りしております資料の前に、事前にお送りしております資料から変わっておりますが、細かい表現の修正ぶりのところだけでございますので、大きく変わった修正点を中心に、御説明をさせていただきたいと思ひます。

めくっていただきまして、目次のページを御覧いただきたいと思ひます。全体的に構成を修正させていただきます。

1の基本的な考え方に、目指すべき住宅・建築物の姿、在り方をまとめて書かせていただいております。あと、併せて1の(4)で国土交通省の役割を書かせていただいております。

2ポツですけれども、取組の進め方ということにして、こちらについては、その中で「家庭・業務部門」ということで省エネルギーの徹底の話が1つの大きな固まりとして入っております。

2つ目が、Ⅱですけれども、「エネルギー転換部門」として、再生可能エネルギーの導入拡大が入っております。

前回議論ございましたが、「吸収減対策」をⅢとして立てさせていただきます。ひょっとすると、表示上化けて、時計数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲが飛んでおりますが、そういった整理になってございます。

あと、前回御指摘いただきました「結び」をつけさせていただきます。全体の構成としては、そういった修正をさせていただきます。

2ページ目からが内容になってございます。「はじめに」につきましては、エネルギー基本計画ですとか地球温暖化対策計画の案が出てきてございますので、この辺り認識のすり合わせということで、そういった記述を追記させていただきます。内容についての紹介は割愛させていただきますが、そういった観点で記述を充実させていただきます。

めくっていただいて3ページ目です。取組の基本的な考え方の冒頭につきましては、こちらと同じようにエネルギー基本計画等の記述を踏まえて記載させていただいているところでございます。

4ページ目です。(1)2050年及び2030年に目指すべき住宅・建築物の姿ですが、

この中で2050年と2030年、16行目から2050年の目指すべき姿、20行目から2030年の目指すべき姿を書かせていただいております。2050年につきましては、ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されているとともに、その導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入が一般的となることを目指すとしてございます。これを踏まえまして、2030年の姿といたしましては、46%削減目標の実現に向けて、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されているとともに、新築戸建て住宅の6割において太陽光発電設備が導入されていることを目指すとさせていただきます。

ちょっと飛んでいただきまして、5ページ目の下の26行目からでございます。国土交通省の役割を(4)で追記させていただいております。ここにつきましては、脱炭素化は各分野において最優先に推進すべき重要課題の1つということで、住宅・建築物に関して、国土交通省として責任を持って主体的に取り組むことと、特に住宅ですが、ZEHの普及拡大について、最終的な責任を持って取り組むことを書かせていただいております。

めくっていただきまして、6ページ目です。2ポツの中に、まず、Iで家庭・業務部門でございます。こちらについては、省エネルギーの徹底ということで、省エネ対策について記述をさせていただいている部分でございます。

この前段につきましては、エネルギー基本計画等の議論の中で出てきております省エネルギー量について、全体的な位置づけを記述させていただいております。住宅・建築物の位置づけがどうなっているかを書かせていただいております。

めくっていただきまして、7ページ目の冒頭まで含めてですが、住宅・建築物の中でも、新築、改修を対象に議論していますということが分かるように冒頭1から5行目にかけて記述させていただいております。

(1)からは基本的な進め方ということでございまして、基本的には前回の記述を前提としております。多少表現ぶりの修正をさせていただいておりますけれども、そういった形になっております。

加わっておりますのは7ページの26行目でございます。可能な限り早期に達成できるよう、見直しを加えつつ、継続的に行っていくことを追記させていただいております。

めくっていただきまして、8ページ目の12行目からでございます。前回、スケジュールをお示ししておりますが、そのつながりが本文にございませんでしたので、その点を追

記させていただいておりますとともに、先ほども出ておりますけれども、対策効果、取組が早期に進展している場合には、基準の引上げの時期を早めるなど、早期の省エネ性能向上に努めること。また、2031年以降についても、継続的に見直し、実施していくことを追記させていただいております。

あと、9ページ目です。5行目あたりに追記させていただいております。前回御指摘があった点を踏まえまして、この4月から施行されております設計委託に際しての義務付けの説明等においても、きちんと情報が伝わるようにということで、記述を追記させていただいております。

めくっていただきまして、10ページ目です。11行目でございます。官庁施設整備に適用する基準類の見直しの関係を追記させていただいております。

あと、16行目からでございますが、ZEBに関して、まだ認知度が低いということで、認知度を高めるための情報提供を行うことを追記させていただいております。

その下の5番目のところは、場所を後ろにずらしておりますので赤になっておりますが、場所が変わったということでございます。

移ったのが、11ページの11行目からに、トップランナーの後に、全文を変えさせていただいております。この中で大きく変わっておりますのが、19行目からでございます。鳥取県さんに御紹介をいただいておりますZEHの断熱性能をさらに上回る多段階の外皮基準の普及の取組でございます。こういった取組について、住宅性能表示制度においてさらなる上位等級として位置づけることとして、位置づける際の多段階の水準を整理することと、方向性をはっきり書いた形でございます。

めくっていただきまして、省エネ性能の表示の取組です。12ページの(8)、8行目からになります。こちらにつきまして、前回御指摘をいただきまして、12行目、15行目、住宅と建築物の話が書いてございますが、まずは新築から義務化を目指すことということで、はっきり書いたということでございます。

同じく12ページの(9)から既存ストック対策の改修の話になります。この中で28行目からでございますけれども、国や地方自治体における率先的な取組ということで、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画等も活用して、進めていくことを追記させております。

また、30行目からのUR賃貸住宅については、前回御指摘でございましたので、事例として記載するということと、計画的な取組を進めるという意味で、仕様等の見直しを行うということで記述を改めさせていただいております。

あと、13ページ目の14行目、15行目については、前回御指摘ありました、効果を実感しないとなかなか省エネ改修につながらないという御指摘もございましたので、その辺りを追記させていただいております。

めくっていただきまして、14ページ目からがエネルギー転換部門ということで、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた話の部分になってまいります。大きく変わっておりますのは、14ページの12行目以下からになってまいりますけれども、記述について、読みにくいのですが、課題の指摘もあったが、太陽光発電の導入拡大についても、基本的な認識は同じであったということで、記述ぶりを修正させていただいております。

また、前段で書いておりますけれども、前段の2050年、2030年の話を引いて書かせていただいております。

すみません。全体的に経緯が変なふうに出ておりますけれども、見え消しのほうは読みにくくて恐縮ですが、2050年の話と2030年の話を書いた上で、下段の24行目あたりからですけれども、太陽光発電の設置義務化も選択肢の1つとしてあらゆる手段を検討し、その取組を進めることという形で修正させていただいております。大きく変わっておりますので、見え消しだと分かりにくいかもしれませんが、そういうふうに変わっております。

あと、15ページ目の16行目からでございます。京都府、京都市等の取組の御紹介をいただいております。そういったことも踏まえまして、設置義務の説明の実施状況を踏まえた上で、現在施行されている説明義務などと併せて情報提供の取組を進めることと、情報がより確実に伝達される仕組みを構築することと追記させていただいております。

また、同じく15ページの25行目からでございますが、ZEH等の住宅に対する支援でございます。補助制度に加えて融資や税制においてもその支援措置を講じることと、27行目でございますが、低炭素建築物の認定基準です。省エネ性能の引上げについては、前段で記述をしてございますけれども、再生可能エネルギーの導入設備を設置したZEH・ZEBの要件化ということで、見直しを行うという方向性を書かせていただいております。

あと、めくっていただきまして、16ページ目でございます。5行目でございます。脱炭素先行地域の関係でございますが、地域づくりに対する支援を行いということを追記させていただいております。

あと、同じく12行目ですが、太陽光発電設備の技術開発ですとか、蓄電池の話でございますけれども、導入促進と自家消費率の向上を図ることということで修正をさせていた

だいております。

あと、16ページの29行目からでございます。17ページにまたがってということですが、変動型再生可能エネルギーの増加に伴い、需要サイドにおいても、系統の安定維持等のレジリエンス強化に貢献する対策を講じることを追記させていただいております。

17ページ、前回御指摘いただいております吸収減対策の位置づけが不十分ではないかということでしたが、Ⅲということで整理させていただいております。前段に、最近の動きということで法律改正の話を書かせていただいております。公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の改正の話を書かせていただいた上で、取組を進めることということで修正をさせていただきます。

そうした中で、18行目から21行目にかけて少し記述を整理させていただいております。地方自治体とも連携して、その支援を行うことと修正させていただいたところがございます。

本文については、あと、19ページからになりますけれども、「結び」を追記させていただいております。これまでの取組の話、進め方の話を踏まえまして、最後の「結び」ということで記述を追記させていただいております。これは新しく書かせていただいているところがございますので、御確認をいただければと思います。

カーボンニュートラルを実現するための位置づけですとか、実際にそれぞれの分野でどういった取組が必要になるかということ、また、今回の検討会における議論の様子ですとか、それを踏まえた今後の取組に対する期待といったことを書かせていただいております。

スケジュール等を示しておりますので、関連の事業者さんに対しても、スケジュール等を踏まえて、より一層の取組を期待するといったことですとか、あとは今後の課題として、再生可能エネルギーが導入された状態における、需要サイド、供給サイドの動きを踏まえた対応が必要になってくるということ、最後に3省に対して、可能な限り早期に実現できるように継続的に努力することを求めるという内容とさせていただきます。

めくっていただきまして、21ページ目でございますけれども、スケジュールでございます。前回からの御指摘も踏まえて、再生可能エネルギー等の動きも追記させていただいていることとなります。

住宅性能表示制度における多段階の上位等級の運用といったことですとか、基準の見直しのところは少し明確に書くようにさせていただきますので、そういった修正をさ

せていただいております。特に2030年のところで上げた基準という形で適合を義務づけるということが分かるように書かせていただいております。

官庁施設整備に適用する基準類の見直しというところは2022年に入っております。こういったあたりが修正箇所でございます。

あと、用語についても、内容が変わっているところに併せて、記述を追記させていただいておりますので、本文としては、そういったところを修正させていただいております。

また、資料3の実施主体につきましても、本文の記述が充実したことに併せまして、記載内容を追記等して、それぞれ追記をさせていただいております。大きく加わっておりますのは、資料3でいいますと、1の(4)国土交通省の役割を追記させていただいております。

その他、本文の表現に合わせて文章の書きぶり等、修正させていただいております。省エネ対策については、特に国交省を中心という形で整理させていただいておりますので、本文と対応した形で修正させていただいたという内容でございます。

併せまして、参考資料1につきましては、今回、御議論いただきまして、先ほど御紹介いたしました本文の取りまとめ案、スケジュールを踏まえた形で、ロードマップという形で記述させていただいたものを参考資料1としてつけさせていただいております。主に2030年度までの取組内容を、住宅、建築物、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組、また、周辺環境の整備といったところ、吸収減対策も含めて1枚にまとめさせていただいた内容という形になってございます。

あと、参考資料2につきましては、前回以降、竹内委員から御質問いただいております、検討会に関するものについて、幾つか御質問をいただきました。前回お示しをさせていただきました2050年までのストックの移り変わりの絵があったかと思いますが、あれの試算条件等について御回答させていただいておりますので、併せて、今回、参考資料として提出させていただいております。

駆け足でしたが、私からの説明は以上とさせていただきます。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明を踏まえ、各委員の皆様から順に御意見、御質問をいただきたいと思っております。お一人5分程度、5分以内での御発言をお願いいたします。大変失礼ですけれども、5分過ぎたときには事務局からお知らせするようにいたします。御意見、御質問については、資料の該当箇所が分かるように、資料番号、ページ、行数を明

示いただくようお願いいたします。

諸富委員におかれましては、御都合により途中退席されると伺っておりますので、冒頭に御発言をいただきたいと思っております。それでは、諸富委員、よろしくようお願いいたします。

【諸富委員】 冒頭に機会をいただきまして、ありがとうございます。

これまで、最終的な取りまとめをまとめられた3省の事務局の皆様、本当にお疲れさまでございました。大変いい形、いい方向に、最終的にまとめていただいたと評価しております。以下、見え消しのないほう、資料2-1ですか、そちらで少し箇所を言及しながら、コメントさせていただきます。

まず、最初に4ページの(1)の2050年及び2030年に目指すべき姿というところですが、ここは18行目から22行目あたり、最後の段落のあたりで、明確に住宅・建築分野として、30年目標へのコミットメント、30年の46%削減目標へのコミットメントをうたっていただいて、大変重要だと思います。また、「目指す」という表現ではありますが、新築の約6割に太陽光設置をやっていくんだということを明記された点も、初めて数値目標が明記された点で高く評価をしたいと思います。

ただ一方、なぜ6割なのかという点が、説明がきちり書かれておらず、特にエネルギー基本計画上の目標、再エネ目標。それから、現在、温対計画の案が議論されているところですが、そういった国全体の排出削減計画や再エネ計画との整合性の観点から、6割というのはどういう意味を持つのかという点が明記をされていないので、この辺りは、ぜひ追加付記をいただきたいと希望します。

特に、今後、今朝も報道で一斉に各紙でなされておりますが、IPCCの報告書の原案が明らかになっておりまして、気温が1.5度に上昇するのが10年ほど早く前倒しになりそうだという予測が出ております。こういった辺りから、取組は今回6割という形ですが、この6割でどこまでもつのかという点はあるかと思っております。つまり、結局、10割に登載することをやはり目指していくという形で、目標の引上げを将来求められることに再度なるのではないかと個人的には考えております。

次の5ページですが、(4)で国交省の役割を明記していただいた点、これはタスクフォースの議論等もございましたが、これまで曖昧だったところ、省エネ・創エネに関しての国交省の役割と責任をきちりと書き込んでいただいた点、非常に高く私は評価をしたいと思います。

13ページのエネルギー転換部門に参りますけれども、ここは、先ほども御説明にあり

ましたように（１）太陽光発電の活用のところで、前向きな表現で、導入拡大については共通の認識があるという前向きな表現に変えていただきました。

また、１８行目から２１行目あたり、初めてここで太陽光発電の設置義務化が入ったこと、評価したいと思います。新築約６割ということですが、実際に、義務化といいますが、結局は、様々な免除や地域特性等を考慮して、全国一律というのはなかなか難しいことを考えると、結局、事実上の義務化的な措置を入れないと、６割も達成すら難しいのではないかと思います。そういう意味では、一旦、検討という形になっているのですが、近い将来の義務化導入をやはり検討をこれから開始していただきたいと希望いたします。

そういう意味では次の１４、１５で書かれている様々な点、既に御説明いただいたところですが、こういった点いずれも重要で、大変賛成をしております。ぜひ前へ進めていただきたいと思いますが、こういった事ごとを進めていただくことが、義務化に向けての環境整備にもなっていくと考えております。

これらの１４、１５に書かれてあることは、住宅に関してエネルギー政策的な施策がこれから非常に重要になっていくということを意味しております。そういう意味では今回、特に国交省さんのほうでは、住宅施策において特に創エネというものは、住宅政策のメインストリームではなかったし、どちらかといったら限界的な位置づけであったかと思いません。

ただ今後、やはり地球温暖化政策の進展さらなる深掘りということを考えますと、国交省さんにも、ぜひ、特に住宅局として、本格的なエネルギー政策の機能と責任、権限を持って実行していただきたいと期待をしております。そういう意味では、体制的にも本格的に、例えば住宅局の中にエネルギー室なるものを創設する等の措置を取っていただき、恒久的に住宅政策としてエネルギー施策を展開する体制を確立するようお願いいたします。

以上で私の発言を終わらせていただきます。機会をいただきまして、ありがとうございました。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それから、平井委員から今手が挙がっておりますけれども、もし平井委員によろしければ御発言いただきたいと思います。

【平井委員】 ありがとうございます。田辺座長をはじめ、委員の皆様には、今日の日

まで、1つの取りまとめに向けまして、大変な御尽力をいただき、ありがとうございました。

また、3省の皆様のお力で、こういう新しい未来へのビジョンが定まったこと、大変に感謝を申し上げたいと思います。とりわけ淡野局長、塩見審議官、あるいは、村上室長はじめ、国土交通省でこの文案、修正等到大変お力をいただきましたこと感謝申し上げたいと思います。

私から何点か、今1つ1つ御説明がありましたところに沿いまして、お話を申し上げたいと思います。その前提としては、諸富先生からお話がありましたが、IPCCでの新しい議論、1.5%の話が出てきました。これは1つのお題目的にも、序のあたりで盛り込むべきものかと考えております。

そのことを1つ申し上げた上で、具体的なところでありますけれども、見え消しの修正案によりますと、10ページの15行目と16行目の間でありますが、一応これお話も伺いました。趣旨は入れたつもりだというお話をいただいております、そういう意味では、感謝申し上げるところでありますけれども、今、パワーポイントで出しておりますが、1つ目の項目であります、こういうZEHとか、そうしたものについて住宅建設の当事者団体の皆様からも、やはり今の補助金は季節のものであって使いにくいということがあります。やはり年間を通じて利用できるということは、今後の重点項目だと思いますので、このような形で明記をしていただくのはどうかという案であります。

あともう一つ、エネルギー転換部門でございますけれども、ここのところに、15ページの26行目と27行目の間のところ、ここに加えていただければということで、施主がメリットを実感できるような、多雪地域などの地域の実情を踏まえた財政支援ということも入れていただけないか。これも充実していこうということで書いたつもりだというお話もありましたけれども、明記をしていただいたほうが、より分かりやすく、皆さんが安心できるのかと思います。

それから17ページの18行目から21行目で、吸収減対策を書き起こしていただいたこと、感謝申し上げたいと思います。

その上でありますが、後に担当省庁のお話が出てきますけれども、今、ウッドショックという言葉が出るぐらい、木材の利活用については、政府の重点項目になってきていると思います。それと組み合わせながら、国産材の使用促進ということをやったほうがいいのではないか。そういう意味では、農林水産省さんも、ここに書かれている省庁以外にも

御協力をいただいて、予算編成なり政策化をしていただいたほうが、恐らく予算作成もスムーズになったり、それから、業界への浸透、生産者側への浸透も進むのではないかと思います。

それからあと、最後に、19ページに「結び」ということで、今回書き起こしていただいておりますが、非常に格調高いお話があらうかと思いますが、ちょっと趣旨で、1つだけ加えていただいたらどうかと思うのは、29行目から32行目で「足るを知る」文化ということが書かれています。これはお説もとてもでありまして、我が日本の1つのよい点でもあらうかと思ひますし、東洋の思想ではないか、もともとは仏教的な意味合いもあったのではないかと思ひます。そういう生活哲学が根底にあるということはあるのですが、これはこれで結構ですけれども、あともう一つ、今の新型コロナの話の思い浮かべていただければと思うのですが、これは結局自肅の文化なんです。自肅をして、足るを知るから、使うな、動くなということになってしまうのですが、それはやっぱり長続きしないということ、今の東京の状況なんかを見ていただければ、お感じいただけるのではないかと思います。

ですから、国民に我慢を強いることが前面に出るだけでなく、これは1つの生活哲学としてあると思うのですが、むしろ、技術革新、それから生活革新、そういうものを引き起こしていくということがあってもいいのではないか。つまり、ZEHなどの住宅の革新を行うとか、それから太陽光発電をやるとか、そういうことが必要ではないかと思ひます。

例えば渋沢栄一、今はやりの人であります。渋沢栄一の言葉の中に、大金持ちになるよりも、社会万民の利益を因るために生きるほうが有意義であるという言葉があります。自分がいろいろと、むしろ投資をして、それで社会全体に還元できるような、つまり、家をより省エネにするとか、それから太陽光発電に、ちょっと損するかもしれないけど、貢献してみようとか、そちらのほうに誘導するような言葉を、「足るを知る」以外にもつけたほうがよくはないかということです。「もったいない」という言葉が世界中ではやりましたけれども、それも単なるもったいないではなくて、もったいないからこそ工夫をして、こうすればやれるよということを開発をしていったということがあったと思うんです。和魂洋才ということもあると思ひます。単純に足るを知るだけで、縮小経済、縮小均衡の経済に持ち込むよりも、むしろ成長しながら、脱炭素社会への対応を因ることで、社会が成長していく、そういうむしろ前向きの言葉を加えたほうがよいのではないかと思ひます。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、有田委員、お願いできますでしょうか。

【有田委員】 ありがとうございます。私、6月の取りまとめの案を見せていただいたときに、全体的には非常に可もなく不可もなくというか、結局新しいことを、何を行うのかよく分からないというようなことも申し上げましたし、それから、自治体も含めて、国が率先するということが見えないということも申し上げました。

今回、7月を受けて、非常にすっきりしたというか、分かりやすいというか、納得できるようなものが出来上がってしまっていて、本当にありがとうございました。

前回までの文章の中では、例えば、見直しを、検討を図るということが、行うというような形で書き直されていまして、そういうことで、はっきりしたことが見えるということ。

ただ、先ほど、平井知事がおっしゃった中、もう本当にいつも御発言の中で納得して、さすがと思うわけですがけれども、私も実は別紙19ページ29行、17行目から32行目にかけて、確かに足るを知るというのは大事なことだと思いつつも、もう少し前であれば、日本はエネルギー資源が乏しいということは共通の認識だと。そういう中で、どういうふうに自分たちが、省エネも含めて努力していったらいいか。環境問題に深く関心を持ってきたものは、省エネ、いろいろなことに取り組んできました。それをもっと広げないといけないということで、「足るを知る」という表現が非常に、私は何となくすっきりしませんでした。SDGsの考え方であれば、我が事として、自分のこととして温暖化問題を捉えていくということで、もう少し表現が納得できるものに変えられないのかなということと、前回タスクフォースの議論を見せていただいて、ああいう活発な議論が行われていて、私はそれを見まして、今回のこの検討会が、ガス抜きなのかなと思っていたのが、真剣に行われていて、それが反映すべきだという竹内委員のおっしゃることなどから、非常にこれは自分たちがしっかりとした発言をしていくことで変えていけるものなんだということも思いましたので、もう少しそういう、後でいろいろ付け加えていただいたところも、今すぐに、こういうふうにしたらということはないのですけれども、足るを知るというだけではなくて、平井知事がおっしゃったような別の視点も入れていただくか、もしくは、そもそも表現を変えていただきたいと思ったところです。でも、全体としては、非常に納得のいくものになりました。

1つだけ、最後に付け加えさせていただきますと、4月ぐらいからの検討会の中で、例

えば賃貸住宅とかURということを私発言しました。突然出てきたと前回おっしゃった方がいらっしやったのですが、そういうURと賃貸住宅と一緒に言わなかった私の発言の仕方も悪かったのですが、今回しっかり生かされていて、そういう、手をつけて、全国に多くあるところから、できれば既存の住宅というか賃貸のところから、省エネも進めていくということがはっきりと書かれていて、国交省が責任を持って進めるということで、河野大臣も国交省が責任を持ってすべきではないですかとおっしゃっていました、タスクフォースのところ。そういうのを拝見させていただいて、19ページの最後のところは、もちろん予算の大きさや省庁の大きさなどが関係しているのかもしれませんが、国交省の検討会に経済産業省と環境省が出席されているのであれば、経済産業省、国交省、環境省ではなく、国交省、経済産業省、環境省でもいいぐらいなのではないかと思いました。

以上です。

【田辺座長】 ありがとうございます。

それでは、伊香賀委員、よろしくお願いいたします。

【伊香賀委員】 伊香賀です。今回の案で、大変よくなったと思っております。細かな表現の修正は、何人かの委員からの指摘がありましたので、必要な部分は反映させていただいた上で。適合義務化のレベルについては、少し意見もありましたけれども、まず、それに一步踏み出したということと、あと再生可能エネルギーも、新築の6割に義務化という踏み込んだ話も入りました。それから、吸収源対策についても、しっかりと位置づけられているということで、あとは、まずはこれで動き出してみるということでよいと思います。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、大森委員、よろしくお願いいたします。

【大森委員】 私まだ手を挙げていませんけど、いいですか。

【田辺座長】 もしよろしければ御発言を。

【大森委員】 異論は特にございませぬ。いいと思います。

【田辺座長】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、小山委員、いかがでしょうか。

【小山委員】 どうもすみません、小山です。今回の案を見まして、前の案に比べてメリハリが非常に付いていると感じました。いろいろあるのでしょうけれども、その1つは、例えば13ページの脚注の8とか9という形で、課題等を脚注に落として書くことによっ

て、本文中の原則と、それから脚注における留意事項、そういった切り分けができたというの大きいのではないかと思います。

内容については、2050年へのつながり、それから、可能な場合の前倒しもあちこちに書かれておりまして、非常に以前のバージョンよりもよくなったのではないかと思います。

それからあと、具体的な数値目標が一部書き加えられたこと、そういったところも、この検討会の大方の意見を反映した内容になっているのではないかと思います。

私、1つ、竹内委員の御発言に入ってくると思うのですが、お聞きしたいのは、前回の竹内委員御指摘の点について、竹内委員のもちろんお考えそのものではないとしても、基本的な事項について、今回、一部反映ないしは検討されているのかどうか、そこについてお聞きしたいと、それだけでございます。内容面については、それ以外は、私は全く異論はございません。

以上です。

【田辺座長】 ありがとうございます。

それでは、清家委員、お願いいたします。

【清家委員】 清家です。前回欠席で申し訳ありませんでした。

前回のところでも、おおよそ内容的にはいいのではないかと考えていたのですが、前回と今回を比べるとぐっとめり張りが利いて、構成もはっきりして、よくなったと理解しております。おおむね案としては、これでよいのではないかと考えております。

特に「結び」を入れていただいたおかげで、この取りまとめのメッセージがどのようなスタンスで書かれているのかというのが、国民とか、あるいは事業者に、メッセージとして伝えるための手がかりができたと思っておりまして、ここは非常によかったですと思います。その表現そのものについては、ほかの委員からも御指摘があるように、もう少し修正していただければと思いますが、この「結び」が入ったおかげで、私が、国民に理解してもらうということが大事ではないかと言っていたところについて、手がかりができたかと感じているところであります。

全体としては、特に異論はないのですけれど、改めての意見として、やっぱり「義務化」と書かれたのですが、義務化の議論そのものはきちんと慎重にやっていただきたいということを、発言だけさせていただきます。

まず、ボトムアップとしての義務化というのは、慎重にやらざるを得ないということ

何度も申し上げてきておりました、そのことについても記述されていると思います。

また、繰り返しになりますけど、委員会の業界団体からのヒアリング資料においても、非常に前向きな発言が書いてあるように読めますが、慎重な意見もその中にきちんと書かれていたので、そこを今後の議論できちんと目を向けて、義務化は段階的に、慎重にやっていくということをお願いできればと思います。

また、太陽光発電の6割設置を目指すというところは、非常に野心的で、大事なところだと思いますが、一方で、実際には発電に不利な場所もあって、本当に正味6割が実現できるのかという疑問もあります。しかし、新築に太陽光発電を最初から設置しているほうが、安心してつけられるというところもあります。既存に設置するというのが、その後の議論で出てくるとは思いますけれど、既存につけるとするのは一旦屋根として完成させたものに、さらに設置することになるので、技術的には難しいと思います。きちんとした技術もあります、既存住宅への設置の拡充は、別途慎重な議論も必要なので、まず新築で6割という、現実的にはかなりハードルの高いところかと思いますが、そういったことが出てきたというのは評価したいと思います。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、竹内委員、お願いいたします。

【竹内委員】 ありがとうございます。私からは全体の話させていただきたいと思えます。今回の素案に対するコメントを、まず述べさせていただきます。

評価する点は3つ、1つ目は、今回の再エネタスクフォースから始まったこの検討会で、様々な経緯がありながらも、検討会の委員の意見が取り入れられて、様が大きく変わったこと。また、データはきちんと開示され、そのデータを基に数字が積み上げられたことがございます。結果として、現在考え得る最大限の目標が設定されていると考えて、その点では、案のおおむねに対しては賛同いたします。

しかし、その案の検討が十分かといえば、そんなことはありません。まずは、私が質問して分かったことですが、前提となるデータの根拠や見通しが相当に楽観的なものになっています。着工件数が無対策の状態よりも10%ほど多く設定され、着工件数が伸びるような設定になっていたり、多くの古い温室効果ガスを出してしまう住宅が、そっくり入れ替わるような想定になっています。それ自体、相当議論されなければいけない内容ですが、そのこと自体も問題だと思いますが、今まで、そのこと自体も、国民や、今ここ

にいらっしゃる委員の方にもきちんと伝わるような形になっておらず、国民全体で温暖化対策に取り組むという現在の状況にフィットしていないのではないかと考えます。今まで国土交通省は、諸富先生もおっしゃっていましたが、温暖化に対しての対策が数々取れるべき手段があったのに、その機会を見逃していたということが実情だと思います。

今回の案は、その点で温暖化という非常事態にコミットし、議論のテーブルに着いたという点では大きな前進があり、そこは評価いたしますが、その内容は全然、むしろ後退している内容が多いと思っています。

今回の素案で大きなポイントは、2030年で平均でZEH、ZEBという、新築の平均でZEH、ZEBという前提を現実的に対応するために、かなり後退はしています。2030年から平均でZEH、ZEBを目指すというのは、国際的にも広く知られた常識と言えます。その意図は、2030年以降は新しくつくられる建物はもう対策をしなくてよく、その後ストックにどれだけ力を注げるかということでありますので、本来であるならば、2030年以降につくられるものに対して、太陽光発電100%、それから断熱も相当水準上げたものとして行っていくことが必要なのではないかと考えます。

ですが、現時点での話としては、ここから始めて、早急に前倒し、それから案の強化をしていかなければいけないと考えます。

ZEHは建物の省エネルギーすなわち断熱水準、それから高効率な機器、再エネルギーすなわち太陽光の導入のバランスが取れているものでなければならず、二酸化炭素を出さないというのは実現不可能なものではなく、その技術も確立されているものだと考えています。

民間では、脱炭素化に向けて、ESG投資の動きとして、温暖化対策に熱心ではない企業からの融資の引揚げなどが本気で議論されています。

あるいは、長野県のようにNDCを60%に引き上げ、国の段階よりも2段階上のHEAT20を、義務化を前提に議論したり、あるいは鳥取県のようにより大きなレベル、2等級上のレベルを目指して、補助金の取組をしているところもあります。

今回IPCCの6次報告が上がり、脱炭素の施策のさらなる前倒しが求められます。昨日出てきているばかりのもので、そこにどう対応するのかというのは、具体的にはありませんが、施策の前倒しと強化が図られるべきだと考えております。

私の提言資料で御覧ください。まず、17ページの25行目に「誰ひとり取り残さない」という表現がございますが、これに関して、私としては、これは誰が主語なのかということ

ところで、住まい手である国民1人1人であることを明確にさせていただきたいと思えます。

現在日本では、適合基準で家を建てて、真冬に暖房を切って、夜寝ますと、次の朝起きたら8度というような劣悪な環境なので、断熱性能を上げて13度以上あるような住宅に住むべきと考えており、誰1人残さないのは国民であると明記すべきです。

それから「足るを知る」というお言葉に関しても、皆さんからいろいろな意見がありますが、足るを知るという我慢をするのではなくて、建物をどうやってつくるのかということが非常に大事なのではないかと思います。

その後で、幾つか片括弧で提言を入れさせていただいていますが、10ページの25行目にありますが、鳥取県の事例が出てますけれども、鳥取県のように断熱等級をさらに2段階、具体的に等級6と7というのを設定されたいということを、明示させていただきたいと思えます。

2つ目、太陽光発電に関しては、載せられるところからできるようにというところでの前倒しを求めます。

7ページ、19行目あたりにあります高性能住宅のインシャルコストの増がランニングコストで回収できて、ライフサイクルコスト全体で考えると大きな便益があることを確認し、住宅購入者の負担低減に資するような金融的税制的な対策をお取りいただきたい。

8ページ、23行目にありますが、未習熟な業者の啓蒙、啓発について積極的に取り組んでいただきたい。

3つ目が、具体的な進捗状況と体制を明示いただきたいということです。

私の資料を簡単に説明させていただきます。次のページをめくっていただけますでしょうか。

そちらにありますように、今、国交省さんが立てている計画ですけれども、どのくらい二酸化炭素を減らしていけるのかというところの削減量が、これで導くと15%ぐらいしか削減できていません。これは、ほかのどの分野、運輸とか産業とかを考えましても、ぶっちぎりで一番国交省ができていないところでございます。さらに施策の強化と前倒しが求められております。次、お願いします。

次に、関しては先ほど来、お話ししていましたが、非常に見通しが甘いということを御指摘させていただいています。次、お願いします。

太陽光発電も、できるだけ早く入れることが大事だと思います。

すみません、長くなっているのですが、途中でやめますけれども、未習熟な中小企業という形がよく取り沙汰されるのですけれども、非常に迷惑をしております、風評被害であるかと思っています。できるだけ前倒しにしなければいけないということをお考えいただき、さらなる強化に進んでいただきたいと思います。真っ当な中小企業は既に準備ができておりますので、ほかへの啓蒙、啓発も含めて協力していきたいと思っておりますので、ぜひ、国交省さんもよろしく願いいたします。

以上です。

【田辺座長】 竹内委員、どうもありがとうございました。

それでは、中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 御説明いただきありがとうございました。前回、文章全体の構成に関する御意見もありましたが、それを踏まえた形で構成も見直されており、また、内容もエネルギー基本計画の素案なども受けて、前回に比べてより充実したものになっていると思います。

特に、国土交通省の役割として、改めてこのように明記された点は、私も高く評価いたします。資料2-1を基に3点ほどコメントさせていただきます。

まず、9ページ目の9行目の設計・運用実態のデータ整備に関連しまして、これまでも2030年、2050年の進め方として、実態のデータを確認、または点検し、進めていただきたいといったことを申しておりましたが、実態を踏まえた基準値の改定も重要ですが、実態を踏まえた評価法の見直し、また、新しい技術がこれからも出てくる、今も出ているわけですが、これらを速やかに評価法に反映できるような体制を構築することも重要かと思えます。例えば、ZEBの実証事業の中では、WEBPRO未評価技術といった項目がありまして、その名前のおりプログラムでは評価できない技術といったものを評価の対象としています。この辺りについても、データもどんどん蓄積されてくると思えますので、早い段階で評価法への反映を御検討いただければと思います。

それから13ページ目の20行目あたりですが、太陽光発電の設置に対する書き方が前回とやや異なっております、設置義務化については明言はしないものの、現状、将来的な社会変化や、エネルギーの供給構造や需要など、見通せない部分もあるため「選択肢の一つとして」という書き方に今回なっています。これについては、今回の議論でいろいろと御意見分かれる中で、将来的に普及拡大しなければならないという点は異論はなかったと思えますので、本検討会の取りまとめとしては、このような書き方でよいのではないかと

と思いました。

最後に、全体の枠組みとしては、内容については、異論はございません。省エネ対策強化の進め方として、今回3段階、ボトムアップ、レベルアップ、トップアップ等段階的に提案されていますが、いずれ皆さんがボトムアップからトップアップを目指せるように、支援等や情報提供はこれからもますます重要になってくると思いますので、消費者だけでなく、事業者の行動も変容できるような取組を早期に実施していただきたいです。そういった意味でも、ここで示された在り方、進め方を軸に、早く実行に移すことが大事だと思ひまして、今回の案の中にも、7ページですか、可能な限り早期に達成できるよう、これらの取組について見直しを加えつつ、継続的に行っていくことと、「見直しを加えつつ」と明記いただいております。また、中にも「早期に」という文言が、ここでは多く出てまいります。2030年まで待ったなしの状況でございますので、ここでの案をまずは軸に、早く具体的な取組、検討に移るべきかと思ひます。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

【中村委員】 ありがとうございました。

【田辺座長】 それでは、鈴木局長、お願いいたします。

【平原委員代理（鈴木）】 横浜市です。よろしくお願いいたします。

まずは、ここまでの取りまとめ、誠にありがとうございます。今回の内容は、これまでの検討会の中で出てきた意見を反映されたものだと考えておひまして、お示しいただきました対策の方向性については賛同いたします。

今回の取りまとめにつきまして、新しい規制措置も含んだ内容となつてございますので、取り組むべきこととしまして、市民や国民の周知、理解促進、それから、中小事業者の方々の技術力の向上支援、それから、我々の審査体制の強化、こういったことを進めまして、広く着実にこれが進められるように、自治体の役割として、しっかり準備を進めてまいりたいと感じたところでございます。

それから、再生可能エネルギーの導入につきましては、必要性等、地域ごとの課題が、この検討の中で様々議論されて明らかになってまいりましたので、私どもとしても、京都市などの取組を参考にしつつ、まずは、自治体としてできることをもう一度検討していきたいと感じております。自治体の取組について、国として、国レベルの支援をしていただければと思ひております。

いずれにしても、今後とも国と連携して、しっかり取組を進めてまいりたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、宮島委員、お願いいたします。

【宮島委員】 まず、全体として、私が前回一番申し上げたかったのは、この文章が分かりにくいし、何を指して何をやっているのか、何が前提かが分かりにくいということを上げたのですけれども、相当程度構成を変えていただきまして、特にカーボンニュートラルの高い目標が全体感としてあることなどを書いていただきまして、とてもよかったですと思います。

さらに申し上げますと、この文章を今後、記者レクとかされるのか、国民に発信されるのか、どういった形で、どの程度知らせたいかにもよりますけれども、この二十何ページのきれいな文章でさえも、全部を読む記者は、国交省の担当記者とか、一部に限られていると思います。つまり、この文章丸ごとで国民が理解して読んでくれると思うのは無理だと思います。ですので、これの取りまとめの段階かどこか、タイミングは分かりませんが、言いたいことはこれだというものをまとめた概要はつくっていただきたいと思います。

全体の書き換えた部分に関しましては、これまでの委員の方々もおっしゃったように、相当意見を取り入れていただいたと思います。特に具体的には「可能な限り早期に達成させる」ということを入れていただいたり、あるいは「一般の人に情報が届くことが大事」ということを何回か入れていただいたり、あるいは「表示制度に関しては義務化を目指す」という表現にさせていただいたりと変えていただいて、細かく拝見しても、かなり委員の皆さんの意見を反映していただいたと思います。

少し気になりますのは、やはりこれまでの委員もおっしゃったように、最後の「結び」のところで、「足るを知る」というところもそうですけど、最後の締めに向かって、必要だということを行っているのだけれども、だけど、誰1人取り残さないようにして、足るを知ると、できる範囲内でやりましょうねという印象が最後に残ってしまう感じがするんです。

もちろんできる範囲内でしかできないのですが、そのできる範囲内が独り歩きして、言い訳がつくところはどこも進めなくていいみたいなことになりがちだと思います。だから、ここの表現のところで、もちろん、無理してできないことまでやれと言っているわけ

ではないのですが、やる方向に対するネガティブな言い訳、特にやっぱりやりたくない人達は存在するわけなので、そういう方々の言い訳に使われることにならないような文言で、最後の「結び」のところは再検討していただければと思います。

あと、細かいところですけど、4ページで、これは日本語の問題ですけれども、「導入が合理的な住宅・建築物における」何たらかんたら「導入が一般的となること」という係り結びになっておりまして、日本語としてかなり分かりにくいなと思っております。

これは要するに、きっと言いたいことは、やったほうがいい住宅についてやりましょねということと言いたいのだと思うのですけれども、例えばシンプルに「可能な限り全部で導入されることを目指す」とか、普通の日本語、分かりやすい日本語にしたほうがいいのではないかと。ここは肝の部分なので、多分事務局の方々も悩まれて、こういう表現にしていると思うのですけれども、ちょっと日本語として違和感がある日本語になっていると思いました。

以上です。

最初に言い忘れましたけれども、この取りまとめは本当に大変だったと思いますので、本当にありがとうございます。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、村上委員、お願いいたします。

【村上委員】 ありがとうございます。前回の多くの意見を受けて、それぞれに一步踏み込んだ取組を記載していただきまして、どうもありがとうございました。今回お示しいただいた「あり方・進め方（案）」に賛同いたします。

その上で、幾つか細かいこともあるのですが、気になっているところを確認させていただければと思います。

まず、4ページ、1の（1）で2050年、2030年の目指すべき姿が明記されたのは、とてもよかったと思っております。この数値目標がNDC46%にどれぐらい整合しているのかという説明に関しては、諸富委員が指摘されたように、もう少し御説明をいただければありがたいと思っております。

それから、5ページの1の（3）国民・事業者の意識変革・行動変容のところは、事業者が書き加えられて、再エネ活用も加えられたということで、ありがとうございます。ただ、この6、7行目あたりにありますけれども、負担が書き加えられているのですが、ここで負担を書くのであれば、メリットや便益についても加筆するべきではないかと思いま

した。個人的なメリットもありますし、社会的なメリットもとてもあると思いますので、ぜひここは御検討いただければと思います。

それから、2のIの1の住宅、建物における省エネ施策の強化、基本的な進め方のところにつきましては、2030年の目標として新築の平均ZEB、ZEHというのから、全ての新築がZEB、ZEH水準に適合となったことは、とても分かりやすくなったと思います。対策効果により、基準引上げを前倒しすると記載していただけたことも、ぜひ実現に向けて動いていただければと思っています。

が、ちょっとこれ本当に細かいことなんですが、7ページの17行目の文言は、2050ではなくて2030の間違ひではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、8ページの31行目、10ページの9行目に、2030年新築平均ZEB、ZEHというのが書かれているのですが、これはもしかしたら修正漏れかと思っていますので、御確認いただければと思います。

それから、9ページの(4)、10ページの(6)に上位等級の設定の記載がされていますけれども、2か所に分かれていて、書きぶりも少し離れていて分かりづらかったので、事前に室長に説明というか、質問したところ、等級4は省エネ基準で、等級5はZEH基準で、等級6はT-G2基準とか、7はT-G3とか、そういうイメージを持っていらっしやるということを御説明いただきました。そのように分かりやすい等級を設定していただくと、事業者さんも説明しやすくなり、消費者も判断しやすくなるなと思いますので、代案を示さずに恐縮ですけれども、もう少し書きぶりを分かりやすくしていただけるとありがたいなと思います。

それから、たくさんあってすみません、11ページの(8)省エネ性能表示につきましては、「新築から義務化を目指す」という、より積極的な表現にさせていただいてありがとうございます。また、既存のものも、検討だけでなく試行というところまで踏み込んでいただけてうれしく思っております。省エネ性能が健康や家計にも強く関係する大切なポイントであるということを併せて、消費者には周知していくことが大切だと思っております。

それから、太陽光のところですが、2030年新築戸建ての住宅6割という、目標値の具現化や、それから設置義務化の選択肢も一つとして、あらゆる手段を検討していくというところなども明記していただきまして、とてもうれしく思っております。説明について、4月から義務化された説明内容にZEHや太陽光パネルの搭載についても盛り込んでいただけるということで、とてもうれしく思っております。

消費者が家を建てるという大きな買物をするときに、必要な情報として、省エネ性能と太陽光パネルの搭載の意義、メリットや優遇措置、そして、リスクやコストなど、正しく説明されることはとても重要だと思っております。これによって、家族にとっても社会にとっても、よりよい選択ができるようになると期待しています。

この点、建築に関わる事業者さんには負担も、きっと増えることと思っておりますけれども、それは社会全体が今大きな変容を求められている中で、その変化を起こす重要な役割を果たすことが、事業者としての責任なんだという、そういうポジティブに捉えていただいて、ぜひ率先して取り組んでいただきたいと思います。

そして国交省さん、それから経産省さん、環境省さんには、ぜひそれをサポートしていただければと思います。私たち消費者団体も、消費者がそのような事業者さんを選んでいくような、そういう役割を果たしていきたいと思っております。

長くなりました。すみません、最後に「結び」として記された最後の3行のメッセージ、とても大切だと思っております。関係省庁には、この後、施策の具体化に向けて大変な仕事が続いていると思っておりますけれども、次世代に穏やかに暮らせる機構を残すために、引き続きぜひ御尽力いただければと思います。どうもありがとうございました。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

一応、全委員に御発言いただいたと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、各委員からの御発言、御質問について、各省から回答などありましたら、お願いをしたいと思います。国交省からでよろしいですか。

【建築物事故調査・防災対策室長】 それでは、国土交通省から、いただいた順番に、御回答させていただきたいと思います。

平井知事からいただいております予算のところの書きぶりについては、また、関係省庁で相談して、検討させていただきたいと思っております。

吸収減対策のところの実施主体についてですが、3省については、具体の省庁名を書いておりますけれども、3省以外の省庁については、関係省庁ということで書かせていただいております。当然その中に林野庁も含まれるということで今、書かせていただいているものでございます。

あと「結び」のところについての書きぶり、ほかの委員からもいろいろいただいております。その辺りは、また座長とも相談をして、最終的にどう書かせていただくか、検討させていただければと思っております。

小山委員から、竹内委員の意見との関係というところでございます。特に省エネ量の削減量との関係ですべきではないかという辺りかと思えますけれども、この辺りにつきましては、ほかの委員からも削減量との関係でという御指摘をいただいておりますが、こちらについては、資料で言いますと、省エネ量の説明をさせていただいております、溶込版でいうと6ページです。資料2-1になりますけれども、6ページを見ていただければと思いますが、15行目から20行目にかけてでございます。省エネ量については、全体の枠組みについて、エネルギー基本計画の見直しの中で、それぞれの分野の削減目標が出ておりますけれども、それとの関係で言いますと、19行目から20行目に書いておりますが、「889万kLが確保されるものと試算している。」というところございまして、省エネ量としては、整合しているということになっております。

また、太陽光等を含めた再生可能エネルギーの導入量についても、政府全体として考えておりますエネルギーミックスとの関係で整理をいただいているところでございますので、全体としては整合していると考えてございます。その前提として、25年に義務化、30年に基準の引上げというスケジュールと整合した形になっていると考えておりますけれども、当然、本文にも書かせていただいておりますが、その辺を見てではございますが、なるべく早期に引き上げられるように、対策については、見直しを加えつつやっていくことを書かせていただいているということでございます。

竹内委員からいただいている意見、特にいただいている資料で言いますと、1ページ目でございますけれども、鳥取県の例についてでございますが、本文中、地方自治体と書いてございますけれども、こちらについては、鳥取県で行われております取組、T-G1、T-G2といった例示を入れて記載をさせていただきたいと思っております。

京都については、後段で仕組みを構築すると書かせていただいております。

3番目でございますが、こちらについては、断熱性能等の向上について、合理的なものについては、当然、計算の仕方によって改修期間の長短は出てまいりますけれども、そういった意味での改修の可能性というのがございますので、そういったところについては、それを前提として基準を引上げていくということで考えております。

あと、融資とか税制の話については、今回追記をさせていただいておりますし、トップランナー制度、建材トップランナー制度ですとか、そういったものも強化をしていくということを書かせていただいておりますので、これはきちんと今後進めていくということかと思えます。

未習熟な業者の習熟度を上げるための情報共有、啓発は当然やらなければいけないと考えておりますので、こちらについては、しっかりとやっていきたいと思っております。本文についても少し、記述については整理をさせていただきたいと思っております。

目標の進捗確認につきましては、政府全体として、温室効果ガスの削減量については、地球温暖化対策計画のフォローアップを毎年やってございます。そういった取組を活用しつつ、当然、我々も規制の強化、基準の見直しといったところについては、達成状況、進捗状況を確認しながら、基準を引き上げることについては、審議会等で御議論いただく必要がございますので、そういった中でチェックをしながら、取組をしていくことを考えてございます。

中村委員からの御意見でございます。実態を踏まえた評価法の見直しですとか、新技術に対応した評価の速やかな実施といった辺りについて、こちらも今後重要になってまいりますので、記載については、後ほど追記をさせていただきたいと考えております。

宮島委員から、概要をつくってほしいということでございます。当然、つくる必要があると思っておりますので、後ほど、内容が固まった上で、概要はつくらせていただきたいと思います。

「結び」についての意見は、ほかの委員からもございましたので、その辺りは御指摘を踏まえて整理をさせていただきたいと思っております。

4ページの記述については、少しこれもまた、関係省庁で記述の仕方については検討させていただければと思っております。

村上委員から、46%との整合性の関係については、先ほど、小山委員の御質問とも関係するものかと思っておりますので、そちらの回答で代えさせていただきたいと思っております。

その他、記述について、負担とメリットの関係の記載の必要性ですとか、あと7ページは確かに、ここは2030年と書くべきかと思っておりますので、修正をさせていただきます。

その他もろもろ、表現ぶりについて御指摘いただいております。こちらについては、精査をさせていただいて、適切に修正させていただければと考えてございます。

以上でございます。

【田辺座長】 ありがとうございます。

それでは、経済産業省から、お願いいたします。

【江澤課長】 経済産業省省エネルギー課長の江澤でございます。ZEHの財政支援等について、先ほど平井知事から御指摘をいただいたところでございます。多雪地域の住宅

や、都市部の狭小住宅については、Z E H O r i e n t e dという形で、支援措置を講じているところがございます。年間を通じての支援というご指摘のところは、随時改善を行って来ているところですが、年度をまたぐ事業等についても、どのような支援が可能なのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

それから、Z E B、Z E Hについては、今後とも省エネと再エネの両方を目指していきたいと考えております。

他方で、3階建てや狭小の戸建住宅、集合住宅、さらに建築物といったところを完全にゼロエネルギーにするのは難しかろうという事情もございまして、省エネは国交省とともに、最大限努力していくこととしつつ、再エネについても、6割という非常に野心的な目標を掲げております。こうした取組を通じて、住宅・建築物における省エネと再エネの双方を、3省で引き続き頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

【田辺座長】 環境省、お願いいたします。

【小笠原課長】 環境省でございます。関連する書きぶりについては、3省で相談させていただきます。

総論的な話として、I P C Cの報告について、様々な委員から言及がありました。従来よりも温暖化が進んでいるということで、そういったことも踏まえて取り組んでいこうかと思えます。いずれにしても、2050年カーボンニュートラルというのは並大抵のことで実現するものではないと。それに向けた2030年、46%の削減も同様でございます。今回、国交省さんの努力によって、特に省エネ部分、いつ頃何をやるかといったことについて、大きな前進があったと認識しております。

再エネ部分についても今回具体的な数字を含めて、各省協力して取り組んでいく体制となったということ、大きな前進であると考えております。

この取りまとめを、どう実施していくかということ、それからまた、取り組んでいく中で、2050年カーボンニュートラルの観点から、どう見直していくかということが重要かと考えています。3省連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。

エネ庁から追加をお願いします。

【江澤課長】 経済産業省でございますが、中村委員から御指摘いただいたWEBPR

Oの未評価技術の反映について、先ほど回答を失念してしまったので、追加させていただきます。建築物のZEB化は、様々な省エネ技術により実現されますが、省エネ性能が期待されているながらWEBPRO（省エネ計算プログラム）上で評価出来ていない技術もあるため、ZEB化を促すという観点から、こうした技術をWEBPROに反映させるべく3省で取り組んでおります。早く反映できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

【田辺座長】 ありがとうございます。有田委員からあった、経産省、国交省、環境省の順番をとというのは、どなたか御回答、お願いします。

【建築物事故調査・防災対策室長】 すみません、国土交通省から回答いたします。

この検討会、3省合同でということになっておりますので、建制順で書かせていただきましたが、順番については、国交省からでも構わないと思いますが、そこは後ほど修正をいたします。

【田辺座長】 有田委員、一般的に書くときに、順番が、一般論ではありまして、ここは座長と事務局にお任せいただけるとありがたいと思います。

【有田委員】 分かりました。ただ、どこが主体として取り組むようなことだったので、3省合同で行っているというのは十分承知しております。承知いたしました。

【田辺座長】 ありがとうございます。今、各事務局、3省から御回答いただきましたけれども、これについて委員から何か御意見ございますでしょうか。回答で漏れているとか、そういう点ございましたら、御発言、どうぞいただければと思います。

手を挙げていただければ、御発言いただけます。竹内委員、お願いいたします。

【竹内委員】 私からお話ししたいのは、3省からの話ではなくて、今までの議論の中で、委員の方からの意見について、一言述べさせていただいてもよろしいですか。

【田辺座長】 どうぞ。

【竹内委員】 清家委員だったかしら、義務化は慎重に、義務化は慎重にということを重ねてお話しされていらっしゃいましたが、この義務化は慎重にというのは、誰も取り残さずにきちっと、皆さんの便益になるようなものをちゃんと義務化していくべきだという話は分かります。ただ、2020年に義務化を行っていれば、ここから先の省エネ対策というのがもっと楽だった。極端なことをしないで済んでいたというのが私の感想です。2020年のときに清家先生が関わっていたかどうかは置いておいて、2020年で、そ

のときに適合義務を見送り、2025年にするというので、5年間の遅れが出ている。このことを、国交省様はじめ、皆さん非常に、ちゃんと重く考えていただきたいです。5年間ということは、どのくらいのビハインドかという、100万戸、1年に建っていくので、500万戸の方が、本来だったらもっと暖かい家に住めたかもしれないのに、そうでなくなってしまったということです。

今後、審議会に移ってこの議論がされるのかもしれないですけども、義務化が慎重にという一言で片づけるのではなくて、2050年に対しての責任、2030年に対しての責任の中で、どのような義務化をしていくのかという前向きな議論が求められるべきではないかと思います。

清家さんから、もし反論があればお伺いしたいと思います。

以上です。

【田辺座長】 ありがとうございます。

【清家委員】 よろしいですか。

【田辺座長】 ごめんなさい。竹内委員、3省から、先生出されている、以下の点が変わることがないように御留意くださいという点は、回答はよろしいですか。よろしいですね。

【竹内委員】 今すぐではなくて構わないので、次回タスクフォースが行われる前までに確認させていただけたらいいなと思います。

【田辺座長】 分かりました。

清家委員、お願いします。

【清家委員】 私は、ここの結論がきちんと義務化に向かうのであれば、それで異論はございませんし、あらゆる手を打つということには賛成ですし、スピードが遅いという御意見にも賛同しております。ただ、あまりにも義務化に議論が振れたときに、慎重な意見も言っておかなければいけないと思ったので、義務化についてコメントさせていただきました。ただ、私が当初の委員会、最初の2回ぐらいで申し上げたのは、既存住宅への対策がもっと書かれるべきという点です。そこが、今回の記述以上に強い表現にはならなかったのは、少し残念に思っております。脱炭素は幾ら新築で頑張っても、既存でやらない限りは絶対に達成できない目標だと私は考えているので、そこはある程度は書いていた上で、ここから後の政策を頑張ってもらいたいなと思っているところであります。

竹内委員の御指摘については、異論はございませんし、2020年でやるべきだったと

いう御意見、ごもつともだと思っていますが、私は、さらに今回の案に関して言えば、やっぱり既存にもうちょっと手を入れるというところ、今回その部分はちょっと弱いけれど、書いていただいたというところが大事だったと考えております。

以上です。

【田辺座長】 ありがとうございます。

竹内委員、手が挙がってますでしょうか。

【竹内委員】 はい、一言だけお話しさせて……。

【田辺座長】 どうぞ。

【竹内委員】 私も既存に対してやらなければいけないというのは、清家委員と全く一緒でございます。ただ、既存でやるよりも、新築でやるほうが、はるかにコストをかけずに有効にできるということを御理解いただきたいと思います。

そうしますと、できるだけ早く新築をZEHにしないといけないという認識がありまして、そのために、2030年からの義務化では遅いと思っていて、NDC46%ということをお考えますと、2030年までの目標ですから、それに向けての積み増しが今ない状態ということも認識いただきたいと思います。

そういう状況の中で、こちらの案でおおむねいいと言っているのは、まずは走り始めなければいけなくて、それをどうやってPDCAを回してチェックをしていくかということが、明確に示されるべきだと思っております。COP26があつたりとか、いろいろなことがございますので、その時々できちっとしたフィードバックが行われるようなことを、前提としていただきたいと思います。

以上です。

【田辺座長】 ありがとうございます。

ほかの委員から御意見等ございますでしょうか。手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。まだ少し時間もありますので、ぜひ御発言されたい方は、よろしいですか。

小山委員、お願いします。

【小山委員】 小山です。義務化ですけれども、皆さんおっしゃっている義務化というのは、100%という意味ですか、それとも原則としてという意味ですか。そこを確認したいというのが1つです。

なぜこういうことを聞くかといいますと、義務化という言葉は結構きつい言葉なんです。

よほどの例外的事情がない限りは、それをやらなければいけないという、そういうとても強い意味でおっしゃっているのか、それともそうではないのかを、まず確認したいと思います。

有効な手法であることは確かだと思いますけれども、コロナの感染症対策でも、有効だと分かっても採れない手法があるわけです。法的、あるいは事実上受け入れられないという意味で採れない手法ということです。今回の議論で使われている義務化という言葉はどれくらいのものなのかを1つ知りたいのと、あと国交省さんには、非常に強い意味で義務化という言葉を使って、それが法的、あるいは国民の間で受け入れられるとお考えなのかどうかを確認したいと思います。

【田辺座長】 これは、取りあえず国交省から。

【建築物事故調査・防災対策室長】 まず、最初に国土交通省から回答させていただきたいと思います。

省エネ基準の適合義務化ということに関して言いますと、現在、住宅の建築物について300平米以上のもの、300平米以上のものはこの4月からということになっておりますが、適合義務化ということをしております。こちらについては、建築確認と連動しております。適合していないと確認が下りない、着工ができないという非常に厳しい規制になってございます。省エネ基準への適合義務化につきましては、現在やっております、こうした規制措置と同じもので義務化するというのを考えております。

ひとまず、国土交通省からは以上でございます。

【田辺座長】 本件について、特に御意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【小山委員】 すみません。太陽光発電の義務化というのは、どういう趣旨でしょうか。

【建築物事故調査・防災対策室長】 そちらについては、多分皆さんイメージされているものがいろいろあるのかもしれませんが。そこについて、仮に今の枠組みで同じように規制をするとすると、同じような禁止ということになるかもしれませんが、京都市さんでやられているものは、特段そこまでの厳しい規制になっていないと聞いてございます。着工禁止になるような形での義務づけという形では実施がされていないと聞いております。

【小山委員】 義務化という言葉の含意によっては、受け入れやすい、受け入れにくい、あるいは取りまとめやすい、にくいという違いが出てくると思います。特に今いろいろと議論になっているところについての義務化ですね。それについては、どういう意味なのか

という、取りあえずコンセンサスが必要かなと思います。それで、質問させていただきました。

【田辺座長】 では、環境省から補足を。

【小笠原課長】 太陽光発電の義務化ということについては、この検討会でもいろいろな意見がございました。太陽光発電の義務化については、1つの特徴としては、やはり住宅につけるものということで、例えば都市部の狭小地なんかにおいて、そもそも南側、北でない屋根がないような場合があったり、隣の家の陰になってしまって、なかなかこう、そもそも日が当たらないような場合、それから、豪雪地帯とかで雪がたくさん積もる場合にどうするかといったような、一律の義務にしにくいような様々な事情があるのではないかと。もちろんコスト面の話もありますけれども。そういったもので一律の義務、誰もがということにはなりにくい事情があるのではないかとということも含めた、義務化の検討だという趣旨、意味合いであると理解をしております。したがって、そういった例外的な場合をどう考えるかといったことも、太陽光発電に関しての考慮要素になるのだろうと考えています。

以上です。

【田辺座長】 ありがとうございます。

竹内委員から手が挙がっておりますけれども。

【竹内委員】 シャべらせていただければ、シャべらせていただきたいと思うんですけど。

【田辺座長】 どうぞ。

【竹内委員】 小山先生のお話にいう義務化というのは、最大限の努力という意味だと私は考えております。目的が何かといいますと、脱炭素化ということが目的ですので、それぞれの家、それぞれの建物から、CO₂を出さないために何をするかということで、先ほど、例外的な場所、積めないよというところであれば、断熱で頑張ってもらおうとか、そういったいろいろなバランスの中で、議論されていくべきことだと思っています。

先生、憲法の御専門ですので、個人財産の財産権の侵害になるとか、そういったところでの御配慮の上での発言だと思っておりますが、やはり地球温暖化を防ぐためには、できるだけ皆さんに協力してもらって、義務化に近い形で行わないと難しいのではないかとという意味でございます。公害を出してはいけない企業が、いろいろな設備を整えると同じように、個人の財産でありながら、住宅にも、そういった努力をしていただくということも

必要なのではないかという意味で、義務化義務化というふうに言っておりますが、決して全体が絶対に全部という話ではございませんので、私としての個人的な意見を述べさせていただきます。ありがとうございます。

【田辺座長】 ありがとうございます。

委員の方、よろしいでしょうか。各委員からの意見も、一応これで出尽くしたと思いますので、御意見をいただくのはここまでとさせていただきたいと思います。

本日、御意見をいただき、修正することになった箇所については、先ほどの議論を踏まえて、事務局にて修正案を作成、お願いしたいと思います。修正については、私のほうで確認させていただきたいと思いますので、座長に一任させていただきたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

【竹内委員】 すみません、田辺先生。

【田辺座長】 どうぞ。

【竹内委員】 2050年までに至るバックキャストのデータだけはいただきたいなと思います。

【田辺座長】 事務局、いかがでしょうか。

【建築物事故調査・防災対策室長】 後ほど、事前にお問い合わせいただいていたものということでよろしいでしょうか。

【竹内委員】 はい。

【建築物事故調査・防災対策室長】 それは後ほど。

【竹内委員】 整理して、公開してください。

【田辺座長】 今の案を修正させていただいて、私のほうでもしっかり見たいと思いますので、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【田辺座長】 なかなかウェブで難しいのですけれども、御異議がないということですので、修正については、座長一任とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、座長として一言、お話をしたいと思います。8月9日に、先ほどから議論になっておりますようにIPCCの報告書が公表されました。人間の影響が、大気とか海洋とか陸域の温暖化を起こしているということは、もう疑う余地がないと今回書かれています。こういったものも序文にできる限り盛り込みたいと思います。6回にわたり本当に

真摯な議論をいただきまして、大変ありがとうございました。座長は何も発言しなくて、なるべく皆さんの意見を聞いて、主管省庁と、中立性を保って在り方をまとめようということに徹してきました。皆さんからの意見を、しっかり扱って、どこに盛り込むかと、そういうことをお願いしながら、また、3省庁には取りまとめに向けて、週末も使ったり、そういうような努力をされてきた。ということをお大きく中立役としてまいりました。

「結び」に書かれていますように、やはり2050年にカーボンニュートラルに向けて努力する。その中で住宅建築は非常に大きな役割を持っている。この方向性については、皆さん、異論はないと思います。その方法ですとか、やり方ですとか、こういうことに関して、今回、大変貴重な意見がたくさん出たと思います。「結び」の最後に書かれていますように、我々のこのあり方検討会でございますけど、最後のところに書かれていますのが、経済産業省、国交省、環境省においては、2050年までにカーボンニュートラルが実現できればよいという考えを持たず、可能な限り早期にビジョンが実現できるように、継続的に努力することを求めること、これが検討会の我々委員の大きな意見だろうと思います。

長く、6回にもわたって御議論いただいて、今日、座長に一任いただきましたので、文言について私のほうで今日の御意見を修正させていただいて、一步踏み出していけるようにしたいと思います。また、委員の皆様はぜひ、まだまだ建築分野や一般の国民の方々が、こういうカーボンニュートラルで何が起きるかということに対して、必ずしも情報が十分ではないところもあると思います。是非、検討会の委員の皆様には、今回の進め方をベースに、いろいろなところでお話をいただいて、情報を提供して、こういうことが起きるんだと。それによって、国民また関係事業者の方が取り残されないようにと書いてあるように、取り残さないように、しっかり説明していくことが重要だろうと思います。

それでは、本日の議事は以上とさせていただきます。議事進行は、事務局にお戻しをしたいと思います。

【参事官（建築企画担当）】 田辺座長、どうもありがとうございました。

それでは、検討会の閉会に当たりまして、国土交通省住宅局の淡野局長より、御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【住宅局長】 住宅局長の淡野でございます。検討会の取りまとめを踏まえまして、事務局を代表して御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、本当にお忙しい中、6回にわたり熱心に御検討いただきまして、誠にありがとうございました。今回はウェブ形式での開催となりました。事務局側の不手際で

ございますとか、委員同士の議論がなかなか難しいなど、いろいろと御要望にお応えできない点もあったかと存じます。心よりお詫びを申し上げます。

ただ、結果的には、委員の皆様の御協力と、何といたっても、田辺座長の御尽力により、住宅・建築分野の脱炭素対策に関しまして、これまでにない強いメッセージ、ビジョンと具体的な実行計画をお示しいただけたものと考えております。誠にありがとうございました。

政府といたしましては、取りまとめていただきました実行計画に基づきまして、責任を持って可能な限り早期に実現をしていくという形で取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様には、引き続きの御指導と各方面への発信等による後押しを、ぜひ今後ともお願いできればと存じます。本日は誠にありがとうございました。

【参事官（建築企画担当）】 では、以上をもちまして、脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会を閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

— 了 —